

# 介護保険について

介護保険制度は藤井寺市が保険者となって運営します。40歳以上の人が被保険者（加入者）として保険料を負担し、介護や支援が必要と認定されたときには、費用の一部を支払ってサービスを利用します。

## 介護保険加入者（被保険者）

必要なサービスを総合的に利用できます。

- 保険料を納めます。
- サービスを利用するため、要介護認定の申請をします。
- サービスを利用し、利用料（サービスの利用者負担割合分）を支払います。

### 65歳以上の人（第1号被保険者）

サービスを利用できる人

介護や日常生活の支援が必要と認定された人  
 （どんな病気やけががもとで介護や支援が必要になったかは問われません）



### 40～64歳の医療保険加入者（第2号被保険者）

サービスを利用できる人

特定疾病により介護や支援が必要と認定された人  
 （交通事故やけがなど、特定疾病以外が原因で介護や支援が必要になった場合は、介護保険の対象にはなりません）



#### 特定疾病

加齢と関係があり、要介護・要支援状態の原因である心身の障害を生じさせると認められる疾病。

- がん（医師が一般に認められている医学的知見にもとづき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）
- 初老期における認知症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症
- 関節リウマチ
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病
- おおよび糖尿病性網膜症
- 筋萎縮性側索硬化症
- 変性症およびパーキンソン病
- 脳血管疾患
- 後縦靭帯骨化症
- 脊髄小脳変性症
- 閉塞性動脈硬化症
- 骨折を伴う骨粗鬆症
- 脊柱管狭窄症
- 慢性閉塞性肺疾患
- 早期症
- 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- 多系統萎縮症



### 介護保険の保険証（介護保険被保険者証）

介護保険の保険証は介護保険の被保険者であることの証明書で、サービスを利用するための情報が記載されています。必ず記載内容を確認し、大切に保管しましょう。

#### こんなときに使います

- 要介護（支援）認定の申請  
介護や支援が必要となり、要介護（支援）認定の申請をするとき。
- ケアプランなどの作成  
ケアプランなどの作成依頼を藤井寺市に届け出るとき。
- サービスの利用  
サービスを利用するとき。

